

平成二十六年三月二十七日付け広島県報（定期）第二十四号の一部を次のように訂正する。

総務局総務課長

誤	正
広島県告示第二百五十二号（道路の区域変更）	（削除）
広島県告示第二百五十六号（道路の供用開始）	（削除）